

議員提出議案第27号

芦屋市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第3項の規定により提出します。

平成27年3月23日

芦屋市議会議長 中島健一様

提出者 芦屋市議会議会運営委員会  
委員長 青山 暁

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、委員会への説明員の出席の要求に係る規定を整理するとともに、委員会の傍聴に関し必要な事項を議長が定める旨の根拠を規定するため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

### 芦屋市議会委員会条例の一部を改正する条例

芦屋市議会委員会条例（平成16年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

第41条に次の1項を加える。

- 2 第73条及び第74条に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。